

## 目次

### 【コラム】

#### 「申告の手引き」の可能性②

【今月の質問】は、今月は休みとさせていただきます。



主席研究員 笹目孝夫

#### <筆者 略歴>

1979年 横浜市入庁（主税  
部財政局及び区役所にて固定  
資産税部門の専任職・税務表彰  
受理）2015年 横浜市財政  
局主税部税務課償却資産センタ  
ー退職

在職中より、全国自治体にて、固  
定資産税（償却資産）研修講  
師、全国版研修ビデオ「はじめの  
一歩」償却資産の基礎」ほか研  
修教材作成等

2020年 月刊「税」連載「償却  
資産の固定資産税実務の現場  
から」（神戸市ほか）著作「償却  
資産の固定資産税申告 Q&A」

総務省主催「償却資産の实地  
調査研究委員会」委員歴任  
総合鑑定調査 主席研究員  
資産評価システム研究センター  
特任講師 ほか

# 償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査

令和3年11月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改  
正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

## 【コラム】「申告の手引き」の可能性②

「申告の手引き」は、想像以上にさまざまな効果をあげることが可能になること、そして、経理担当者、税理士等々、想定以上に細かく読まれていることなどを前回記した。

横浜市時代で「申告の手引き」に、LAN配線、工業用水道、ガス配管などを加えたことを紹介した。製造業等の事務所、工場内の償却資産対象設備で建物の中にある資産が大量に申告漏れになることがわかったからだ。

また、实地調査での漏れの指摘では「申告の手引き」には対象資産の具体例の記載がないと訴えられた。そのほかにも「申告の手引き」には固定資産台帳に記載されない遊休資産、簿外資産等も申告対象であることを示すことにより「实地調査時の申告対象資産根拠資料」として利用でき、相互に了解しえた経験もある。このように「申告の手引き」で、文字化した情報提供は、とても重要になってくる。

しかし、反面、ここには、大変、危険な要素も孕んでいる。市町村の作成した「申告の手引き」の内容を、複数の目でチェックすることが必要である。そこを疎かにすると誤謬の内容を含んで表現してしまう。例えば太陽光発電設備を売電やワット数を限定して申告対象にして指示すること、軽自動車税対象の資産（ゴルフ場のカートなど）を償却資産として申告を促すこと等々の書き方をしている自治体がある。これは、たぶん自分の自治体と似た事例をネット検索で探し出し、その法的根拠の確認をすることなく、安易に引用したためと思われる。チェックなしに、ひとりでの作成は、とても危険なのだ。

「申告の手引き」作成は、チェック体制を確実に実施している大きな自治体（東京都等）の「申告の手引き」を、それもいくつかの自治体を比較することを推奨する。そこで気づくのは、書き方表現の上手い自治体は、法律文書なるべく、そのまま引用して示している。反対に誤った市町村の特徴は、生半可な理解をしたうえで、法律の独自の解釈が入っている。そのうえ、不明な箇所に安易な引用をしてしまっているのだ。

その解決策のひとつには、市町村の合同での「申告の手引き」作成をすることがある。

左図は、福岡県の筑紫野市等の複数自治体で、共同作成している事例だ。この事例の優れているところは、一人、もしくは兼務である償却資産担当者が、独自の判断で作成していないこと。毎年、市町村相互の議論の場があること。担当者が数年で異動してしまう人事体制などの市町村の抱える脆弱性を補えること。もし予算等の諸事情で、合同での作成が難しいなら、編集会議を実施することを恒例化するのもいい。

### 償却資産（固定資産税）の申告の手引

法定提出期限 1月31日

-  筑紫野市 税務課
-  春日市 税務課
-  大野城市 市税課
-  太宰府市 税務課
-  那珂川町 税務課

株式会社

## 総合鑑定調査

東京支店

〒164-0001

東京都中野区中野 5-24-

18

クロス・スクエア

NAKANO405

TEL:03-5942-4155

### <お知らせ>

償却資産は、土地や家屋に比べ特例が非常に多くあり、その改正も頻繁に行なわれています。償却資産としての課税が可能なものは想像以上に多く複雑であり、意図的にではなく申告から漏れてしまう償却資産も多数存在しています。

弊社では、政令指定都市で償却資産の専任職として多数の大企業の調査行ってきた自治体OBを中心として、さまざまな角度から償却資産の適正課税のご支援を開始しました。

償却資産の評価を行うにあたっての知識のレベルアップを目的とし、償却資産に精通した講師を派遣し、自治体様へ特別講座を行います。講義内容・ご予算等、詳細については、まずは、お気軽にご相談下さい

また、横浜市「申告の手引き」の中で「家屋と償却資産の区分」を記載されているが、この内容は、平成24年に関東周辺の政令指定都市が集まり「償却資産都市連絡協議会」を発足して、今までばらばらだった家屋との区分の内容を統一した果実なのだ。その後、その内容は資産評価システム研究センターで開催の委員会でも、同様の話し合いが行われ統一され、そのホームページで確認することもできる。

そして、この「償却資産都市連絡協議会」では、今でも年に数回の会合があり、直近の問題点を話し合う場にもなっている。この集まりの継続のポイントは、最初に会則を作成したことにあると思う。

「申告の手引き」作りのポイントは「市の独自テーマを盛り込む」「実地調査時の申告対象資産根拠資料」のほかにも、「最新の税制改正情報」、「ホームページへの誘導」があった。下図は、名古屋市の事例だ。一面に、「お知らせ」で「最新の税制改正情報」を記載している。今年度の重要ポイントが一目でわかる。国税の確定申告の案内には、毎年の変更点が記されているが、毎年の変化があること、改正点等を示すことは、申告者側も必ず目を通すようになる。

### 償却資産(固定資産税)申告の手引

**名古屋市**

申告期限 令和2年1月31日(金)

郵送や電子申告による償却資産申告書のご提出にご協力をお願いします。  
申告期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、なるべく  
令和2年1月20日(月)までの申告にご協力ください。

◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

■ 中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例について

中小事業者等が平成30年6月6日から令和3年3月31日までの間に、名古屋市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新たに取得した一定の設備に係る固定資産税(償却資産)について、取得から3年間課税標準額がゼロに軽減されます。(※「先端設備等導入計画」の認定前に取得した設備は対象外です。「中小事業者が新規取得した経営力向上設備に係る課税標準の特例」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はありませんので、ご注意ください。)

「ホームページへの誘導」は、市町村への質問電話の回数を減らすことができる。誤解のない伝達も可能になる。横浜市時代、市のホームページのアクセスを調べたことがあったが、償却資産のページのアクセスは、ほかの部署と比較してトップを占めていた。それは、償却資産の詳細について紹介する書籍が少ないこと等、申告者側も情報を求めているのだ。また、ホームページへの誘導の際、償却資産申告書白紙を印刷できるようにしておくが良い。申告書の白紙を電話で求めてくる例も多いのだ。<下記は草津市の例>

### 償却資産関係

- [Q1 償却資産の申告について教えてください。](#)
- [Q2 他市町村に資産を持っている場合は、どこへ申告すればよいですか。](#)
- [Q3 税務署に確定申告をしていますが、市役所にも申告する必要があるのですか。](#)
- [Q4 パソコンで電子申告できますか。](#)      [Q5 どのように税額を求めますか。](#)
- [Q6 取得価額9万円のパソコンは申告の対象となりますか?](#)      [Q7 免税点はいくらですか。](#)
- [Q8 資産の評価には最低限度がありますか。](#)
- [Q9 事業を行っていますが、償却資産の対象となる資産がない場合はどうすればよいですか。](#)
- [Q10 償却資産は数品しかありませんが、申告は必要ですか。](#)
- [Q11 事業所を廃止・閉鎖した場合にも申告は必要ですか。](#)
- [Q12 法人税・所得税などが非課税の場合でも償却資産の申告は必要ですか。](#)
- [Q13 非課税となる固定資産を所有していますが、申告は必要ですか。](#)
- [Q14 昨年中に、法人が合併や分割をした結果、償却資産の異動があった場合はどのような申告が必要ですか。](#)
- [Q15 毎年の償却資産の申告について、会社の決算期日にあわせて申告してもよいですか。](#)